

■**返戻金** 関連条文抜粋

第5条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は本契約締結日より1年間とする。
2. 解約の申出がない場合には、有効期間満了後1年間自動的に延長されるものとし、その後も解約の申出がない場合は同様とする。

第7条（返金）

1. 乙が甲に紹介した当該候補者が、内定承諾後、入社に至らなかった場合には、甲は速やかに乙にその旨をメール又は書面にて通知し、乙は当該通知をもって紹介手数料の全額を甲に返金するものとする。
2. 乙が甲に紹介した当該候補者が、退職した場合は、乙は以下のとおり甲より受領した紹介手数料を甲に返金するものとする。
 - ①入社日から起算して30日以内に退職した場合、紹介手数料の70%を返金する。
 - ②入社日から起算して31日以降60日以内に退職した場合、紹介手数料の50%を返金する。
 - ③入社日から起算して61日以降90日以内に退職した場合、紹介手数料の20%を返金する。
3. 入社とは、当該候補者が自らを当事者とした契約を甲と締結した後に、出社することをいうものとし、入社日とは当該候補者が最初に出社した日とする。